

プレミアム付商品券事業概要資料

内閣官房プレミアム付商品券施策推進室

事業の目的

- ・ 消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券の発行等を行う市区町村に対し、国による財政支援を行うこと。

事業の性格等

- ・ 市区町村が事業主体の国庫補助事業。
- ※ 国としては、全市区町村に対し、本事業の実施を要請。
- ・ 国の補助要件に定める事項以外は、市区町村の判断により、地域の実情等を踏まえて実施。
(商品券購入要件該当者の特定方法)・・・ 臨時福祉給付金に準じた対応を基本
(商品券の発行・使用・換金方法)・・・ 各市区町村における商品券事業執行の枠組みをできるだけ活用

国庫補助要件の概要

(1) 以下の対象者からプレミアム付商品券の購入申出があった場合には当該商品券を販売すること。

- ① 2019. 1. 1時点の住民のうち、2019年度の住民税が非課税である者（住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護受給者を除く）。

※ 生活保護受給者等の取扱いは臨時福祉給付金の取扱いをベースに検討

- ② 2019. 6. 1時点の住民のうち、2016. 4. 2以降に生まれた子が属する世帯の世帯主。
③ 2019. 7. 31時点の住民のうち、2019. 6. 2～7. 31までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主及び2019. 9. 30時点の住民のうち、2019. 8. 1～9. 30までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主

※ いわゆるホームレス、DV、児童福祉施設・高齢者福祉施設入居者、外国人、刑事施設受刑者、東日本大震災の域外避難者（注）等の取扱いは臨時福祉給付金の取扱いをベースに検討

（注）域外避難者とは、住民票を従前の居住市町村に残したまま、別の市町村に避難している者

(2) 商品券の使用可能額は以下のとおりとすること。

- ① (1)の①該当者 使用可能額2. 5万円（購入額2. 0万円）
② (1)の②該当者 使用可能額2. 5万円（購入額2. 0万円）×同一世帯の(1)②の子どもの数
③ (1)の③該当者 使用可能額2. 5万円（購入額2. 0万円）×同一世帯の(1)③の子どもの数
(3) 販売単位は、使用可能額5千円（購入額4千円）とし、当該販売単位により、商品券の購入者の希望に応じ、(1)の①該当者には5回まで、(1)の②該当者には5回に(1)②の子どもの数を乗じた数まで、(1)の③該当者には5回に(1)③の子どもの数を乗じた数まで、販売すること。なお、一度の購入で、複数回分購入することは差し支えないこと。

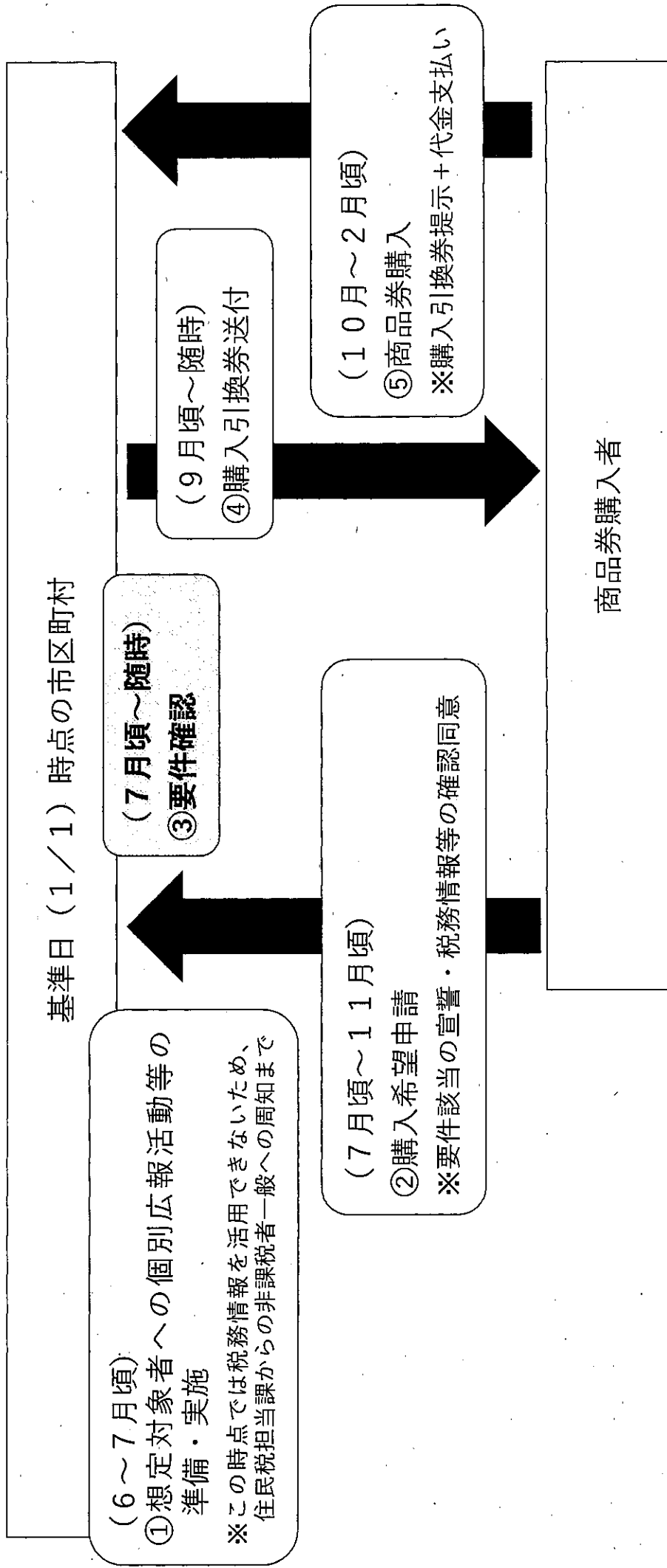
(4) 商品券使用期間は2019年10月1日～2020年3月末の間で市区町村が定める期間とすること。

(5) 国が定める商品券購入手続きに準拠すること。

(6) 商品券を使用できる店舗を募集するに当たっては、市区町村内の店舗を広く対象とすること。

購入手続き（非課税者分）

※基準日を除く表中の時期は例示。



<「③要件確認」の方法>

- ・ 原則として、購入申請書に記載された「要件該当の宣誓」に基づき確認（宣誓に署名がないものは不可）。
- ・ ただし、税務情報（課税・非課税、配偶者控除・扶養控除等適用状況）、住基情報（課税者と同一世帯）により、事実でないと考えられる宣誓を除外（除外後、本人から宣誓を証明する資料（戸籍・健康保険証等）が提出された場合は改めて対象に）。

購入引換券 (イメージ)

※購入引換券は全国的に利用される様式であるため、様式等については、実施要領において全国的に統一。

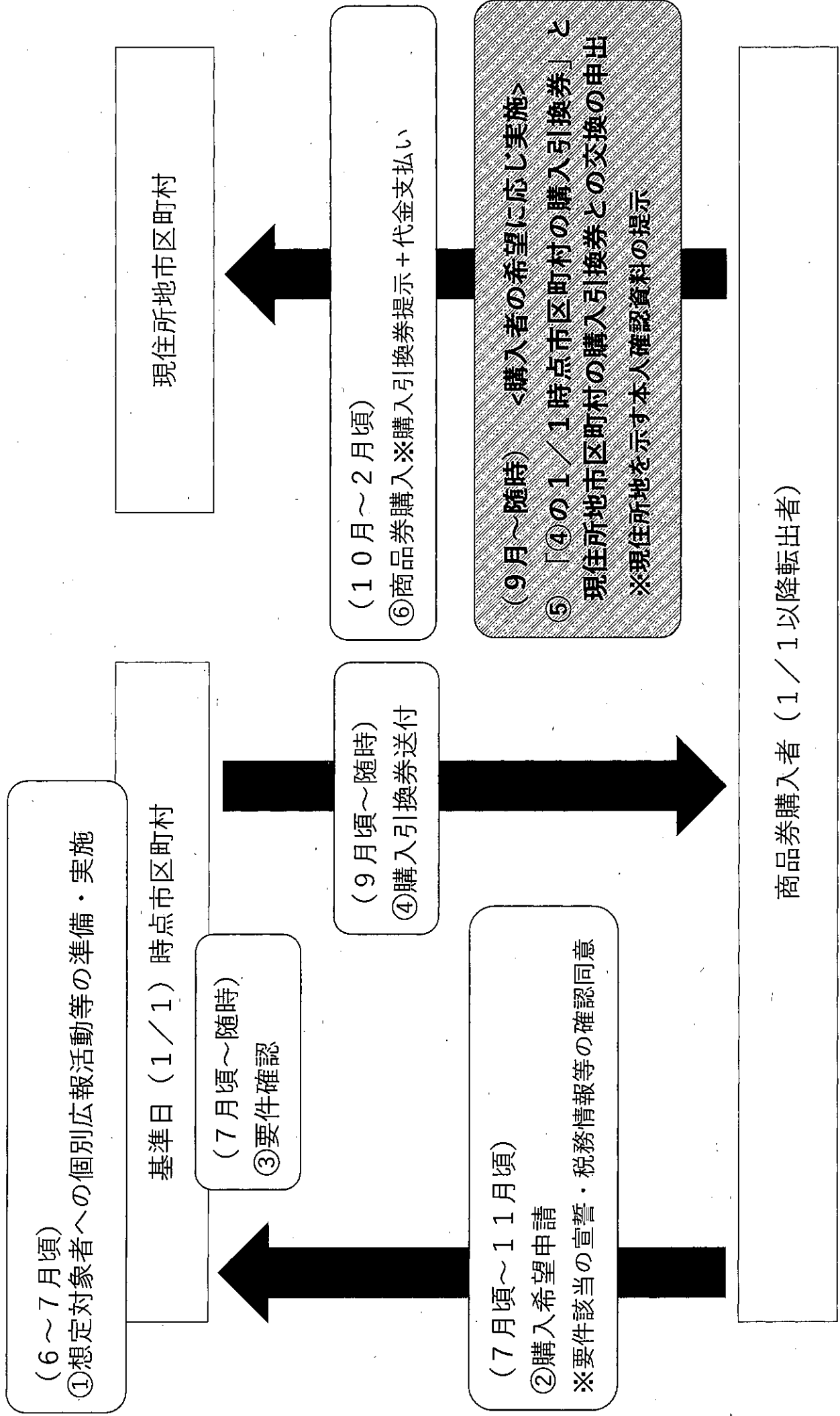
国補助分	〇〇市プレミアム付商品券購入引換券	再発行不可 複写禁止
購入者氏名	〇〇 〇〇	〇〇市 (町村) 自治体 身公印刷込
購入者住所	〇〇県〇〇市・・・	
購入単位	4000円 (商品券使用可能額5000円)	
購入回数	5回 ※一度に複数回分購入することも可	
(購入時の注意事項) この引換券は再発行できませんので、大切に保管してください。・・・		
(〇〇市から転出した方へ) 本購入引換券は、以下の購入確認欄の空欄数に応じ、お住まいの市町村のプレミアム付商品券購入引換券と交換できます (例えば、転出前に確認印が2つ押されていた場合には、転入先では同じく確認印が2つ押された転入先の購入引換券と交換できます。・・・)		
【購入確認欄】訂正は国の定める方法のみ有効		
<div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>		

〇〇市
購入
確認済

購入単位1単位を購入する毎に「購入済」印を押印。印影は任意 (右はイメージ)

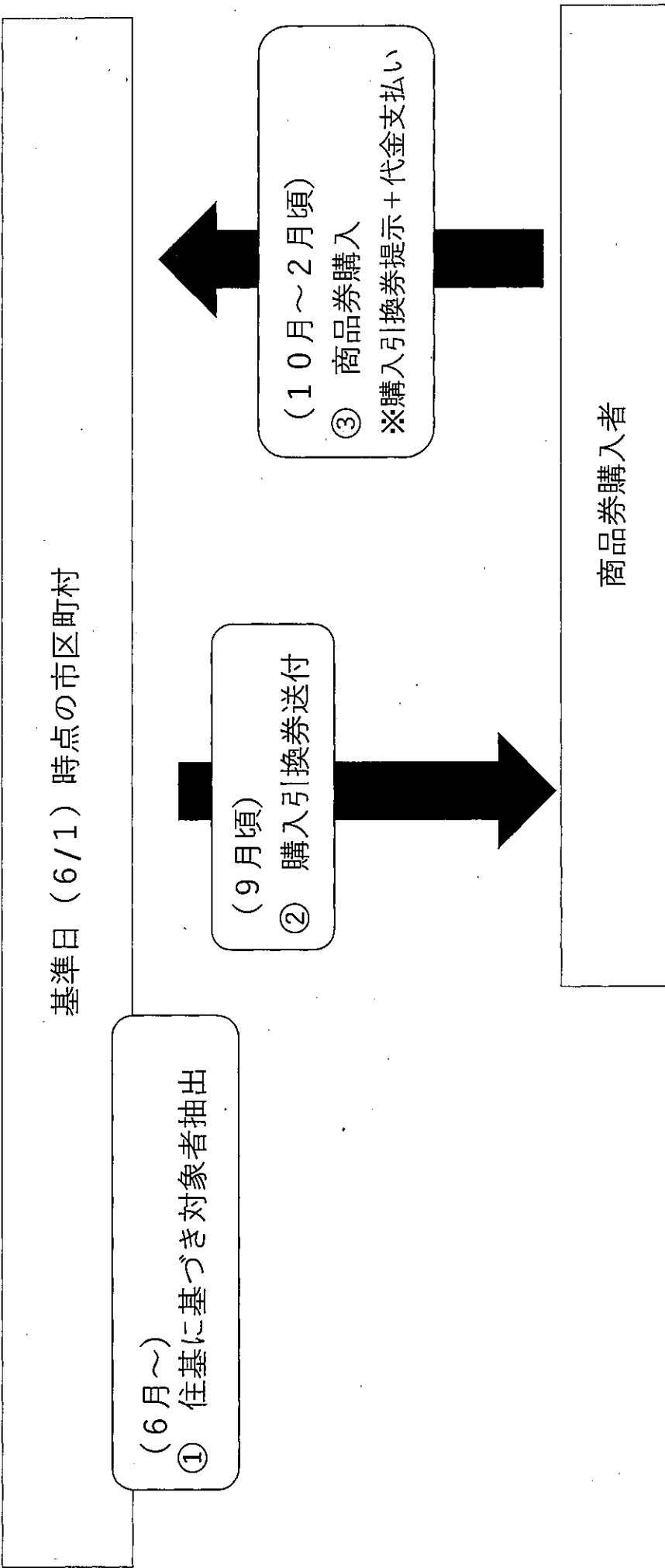
基準日以降転出者（非課税者）に係る購入手続き

※基準日を除く表中の時期は例示。



購入手続き（3歳未満児子育て世帯主分）

※基準日を除く表く表中の時期は例示。



基準日以降転出者（3歳未満児子育て世帯主）に係る購入手続き

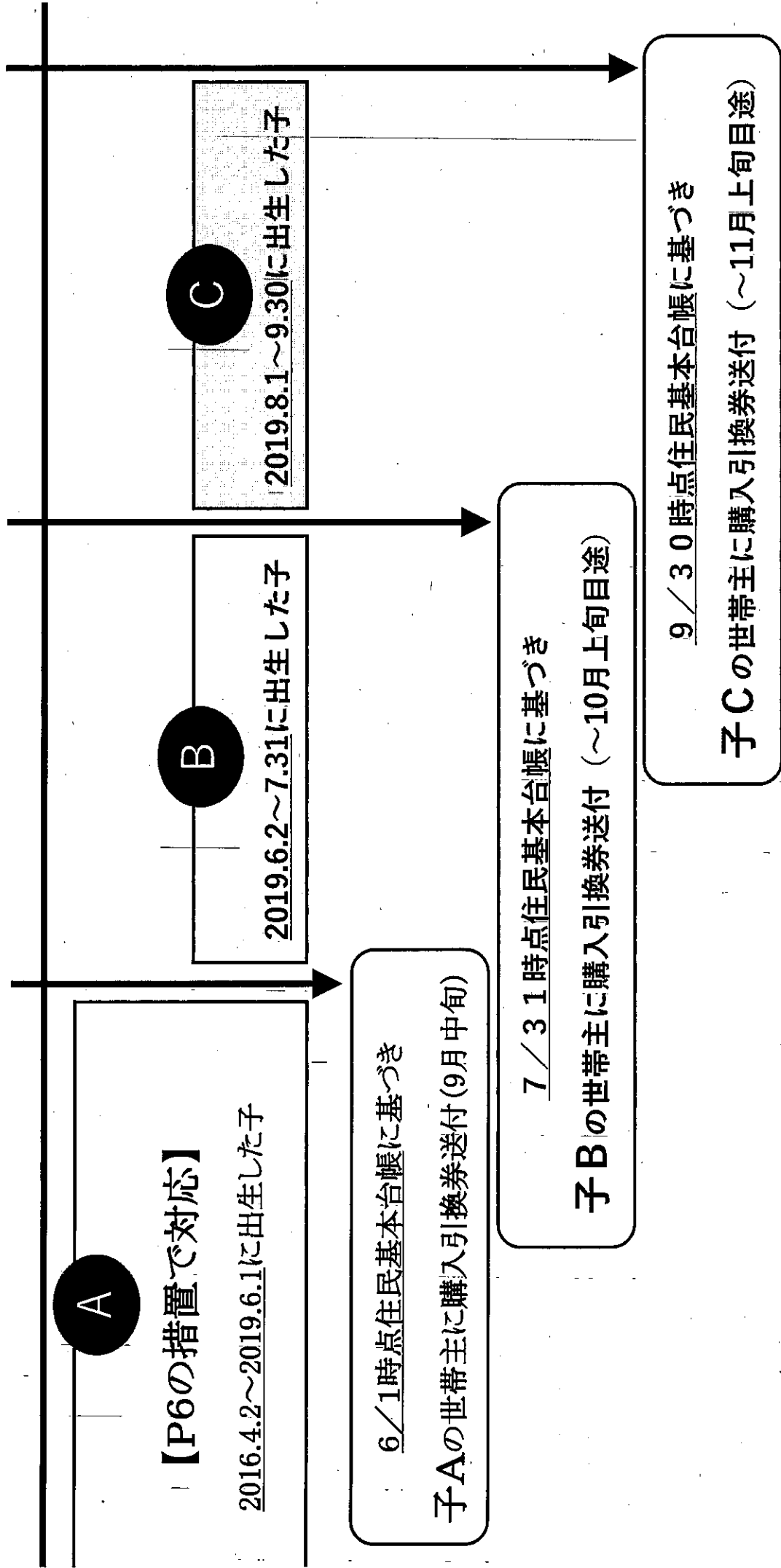
6/1時点住所地市町村が上記②の購入引換券を6/1以降転出者に送付。

当該転出者が、現住所地市町村の商品券の購入を希望する場合には、6/1時点住所地市町村の購入引換券を現住所地市町村の購入引換券と交換した上で購入。

2019. 6. 2～9. 30までに出生した子への対応

・ 2016.4.2～2019.6.1までに出生した子の世帯主への購入引換券交付はP 6のとおり対応。

・ 2019.6.2～2019.9.30までに出生した子の世帯主への購入引換券交付は以下のとおり対応（下図のB・C）。



※ 購入引換券送付時期は例示。

購入引換券・商品券の返還等

- ①要件に該当しない者に購入引換券を送付した場合（商品券の購入前）
 - ・ 購入引換券の返還を求めめる。
- ②要件に該当しない者が商品券を購入した場合（商品券の使用前）
 - ・ 商品券の返還を求め、返還された際には、商品券の購入代金を返還する。
 - ・ 購入引換券が手元に残っている場合には、①と同様の措置を講じる。
- ③要件に該当しない者が商品券を使用した場合
 - ・ 商品券使用額のうちプレミアム相当額の返還を求めめる。
 - ・ 商品券や購入引換券が手元に残っている場合には、②と同様の措置を講じる。

本事業を実施する上での市区町村向け留意事項（市区町村に依頼する事項）

- ① 商品券一枚あたりの額面は、地域の実情に応じ、使用しやすい金額として頂きたいこと（例：500円）。
- ② 商品券の使用開始日は2019年10月1日を目標として頂きたいこと。商品券の使用可能期間については、商品券の購入者の利便性を勘案し、できる限り長い期間を確保頂きたいこと。また、非課税者分に係る購入希望申請受付期間、購入可能期間についても、できるだけ長い期間を確保頂きたいこと。
- ③ 国の補助要件に該当する者が商品券を気軽に購入・使用できるよう、本人確認等の手続きについてはできる限り簡素なものとして頂きたいこと。
- ④ 商品券の購入者に対し、本事業の趣旨を踏まえ、第三者への転売・譲渡や、換金（釣銭の支払いを含む）については行わないで頂きたい旨を周知頂きたいこと。また、商品券使用可能店舗にも、商品券の第三者への譲渡等の防止について協力を求めて頂きたいこと。
- ⑤ 市区町村が、不適切と認める商品等を商品券の対象外とすることは可能であること。対象外とする物品等を定めた場合には、商品券の購入者や商品券使用可能店舗にその旨を周知頂きたいこと。なお、たばこについては、法令上、商品券で購入できないものであるので、その旨も周知頂きたいこと。
- ⑥ 国の補助要件に規定していない事項（商品券のデザイン・偽造防止措置、換金手続き、いわゆる「実行委員会方式」等による事業執行等）については、各市区町村で広く実施されてきたプレミアム商品券事業等を参考に地域の実情等に応じて対応頂いて差し使えないこと。
- ⑦ 本補助事業と併せ、例えば、本補助事業の対象者以外の者を対象とする独自の商品券事業を行う、本補助事業の対象者に対し本補助事業に上乘せして別途の商品券を販売する、複数の市区町村で商品券の相互使用を認めるといった広域的な取組を行うことは差し支えないこと。

その他の様式例等

【①購入申請書（非課税分）様式イメージ】

<記載項目イメージ>

申請・購入者、申請・購入者の扶養親族等であって同一世帯の要件該当者
要件該当者であることの宣誓署名、税務情報等を確認することの同意署名

※臨時福祉給付金の申請書をベースに検討

【②商品券への記載項目イメージ（様式例は示さない予定）】

発行団体の名称、使用可能金額（例：500円）、商品券の有効期間（例：2019.10.1～2020.3.31）
商品券に関する注意書き

（例）有効期間後無効、払い戻しなし、第三者譲渡・売却不可、

釣銭なし、盗難・紛失による再発行不可・発行者の免責、市区町村が定める商品券使用対象外品目

※偽造防止措置は各自治体が適切と判断する方法で実施。

市区町村における標準的作業のイメージ

(2月頃) 自治体内部の事務局体制の構築

2018年度中の自治体準備経費 ⇒ 自治体の2018年度の補正予算に計上(国補正予算活用)。残額があれば繰越。

2019年度中の自治体準備経費、プログラム分の補助費 ⇒ 自治体の2019年度の当初予算又は補正に計上(国当初予算活用)。

(2月～夏頃)

事務作業補助を委託する事業者等の選定・調整、対象者リスト作成・管理システムの構築、商品券使用可能店舗の公募、商品券の販売方法・販売期間等の検討、購入希望申請書・購入引換券・商品券作成、換金事務に係る金融機関等との調整等

(6月頃) 住民税非課税者(課税基準日:1/1)に購入希望申請を促すための個別広報活動の準備

6/1時点住基台帳から三歳未満児子育て世帯主の抽出 ※7/31、9/30時点でも追加実施

(7月～8月頃)

非課税者分の個別広報活動実施、購入希望申請受付 → 届き次第、順次審査 ※申請受付は11月頃まで実施。
購入引換券の作成、送付準備

(9月頃～) 購入引換券発送開始 ※非課税者分は審査終了したものから順次発送、子育て世帯主分・6/1基準日分は9月中旬頃に発送。
7/31基準日分、9/30基準日分については準備でき次第でできるだけ早く発送。

(10月～2月頃) 購入引換券を提示し商品券販売(分割販売) ※販売開始は、使用開始よりもやや早めとすることもありうる。
(10月～3月頃) 商品券の使用・換金処理

※ 3月末までに当年度に係る事業費・事務費について国庫補助申請。換金処理が3月末を越える場合は繰越を想定。

市区町村において最低限決定する必要がある事項

- ・ 商品券（非課税者分）の購入希望申請期間（例：2019年7月～2019年11月）
- ・ 商品券の購入可能期間（例：2019年10月～2020年2月）
- ・ 商品券の使用期間（2019年10月1日～2020年3月末までの間で設定）
- ・ 商品券の使用可能店舗（大規模店舗も含め市区町村内の店舗に対して幅広く公募した上で決定）
- ・ 商品券の使用対象外商品等（社会通念上、不適切と認める商品等を商品券の使用対象外とすることは可能）
- ・ 商品券一枚あたりの額面（例：500円）
- ・ 商品券の販売体制（例：地域の経済関係団体への委託等）
- ・ 商品券の換金手続き（例：地域の金融機関への委託等）

国庫補助金の概要

【事業費分】

- ・ 国庫補助事業に係る商品券換金額 …… ①
- ・ 国庫補助事業に係る商品券購入代金 …… ②
- 事業費分国庫補助金 = ① - ② …… ③

本補助事業と併せ、例えば、対象者以外の者を対象とする独自の商品券事業を実施した場合や、本補助事業の対象者に対して本補助事業とは別に商品券を販売又は交付した場合の、支出・収入は①・②に含めないこと（明確な区分が困難な場合は、販売総額に占める本補助事業対象に係る販売額の割合で按分するなどにより本補助事業に係る支出・収入を算出すること。）。

【事務費分】

- ・ 本事業の実施に要した事務経費相当額の100%を国が補助する。
- ・ 補助対象経費は、本事業の実施のために必要な以下の経費（臨時福祉給付金の事務費の取扱いと同様）。
 - 超過勤務手当、賃金、職員旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、賃金に係る社会保険料、報償費、補助金、委託料 等
- ・ 市区町村別の補助額の目安を提示する。

都道府県の役割

- ・ 市町村向け説明会の開催、市町村からの問い合わせ対応など国・市町村との連絡調整
- ・ 国庫補助金に関する事務（適化法に基づく事務委任）
- ・ 臨時福祉給付金の際にも実施したDV被害者等に関する自治体間の連絡調整

※上記に係る事務費は、臨時福祉給付金の事務費の取扱いに準じて国庫補助金対象

大山崎町個人情報保護運営審議会 資料

大山崎町プレミアム付商品券事業に係る 施設入所等児童等について

大山崎町個人情報保護運営審議会 諮問内容資料

令和元年5月 経済環境課作成

第一 「収集目的以外の目的のため、実施機関以外のものに個人情報を提供」する個人情報に該当する施設入所等児童等について

(1) プレミアム付商品券事業対象者

① 非課税者

2019年1月1日時点で住民基本台帳に登録されており、2019年度の住民税が非課税である者(住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護受給者等を除く。)

② 3歳未満児の世帯主

2016年4月2日～2019年9月30日までに生まれた子(以下、「学齢3歳未満児」という。)が属する世帯の世帯主

(2) 施設入所等児童等の定義について

上記(1)の「プレミアム付商品券事業対象者」(以下、「本事業の対象者」という。)のうち、次の基準日以降に、下記の施設等に入所等を行っている22歳以下の者を「施設入所等児童等」という。

① 非課税者＝2019年1月1日

② 学齢3歳未満児＝2019年6月1日、7月31日、9月30日

	施設名等	施設等の概要	入所措置等を行う根拠法令	入所措置等を行う自治体
1	小規模住居型児童養育事業	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童に対し、この事業を行う住居において、児童の自立を支援する事業	児童福祉法	都道府県、指定都市、児童相談所設置市
2	里親	親の病気、家出、離婚、その他いろいろな事情により家庭で暮らせない子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて養育すること		
3	障害児入所施設	障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設		
4	指定発達支援医療機関	上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対し、児童発達支援及び治療を行う医療機関		
5	乳児院	家庭で適切な保護が受けられない乳児を収容して養育する施設		
6	児童養護施設	保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整え、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健全な成長とその自立を支援する施設		
7	児童心理治療施設	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難になった児童を短期間入所または通所させ、心理に関する治療や生活指導を行う施設		
8	児童自立支援施設	子どもの行動上の問題、特に非行問題を中心に対応する施設として、家庭的な生活の中で入所児童に一貫性・継続性のある支援等を行う施設		
9	障害者支援施設	障害者に対し、生活介護や入浴、排せつ、食事など支援を行う施設	障害者総合支援法 身体障害者福祉法 知的障害者福祉法	児童の入所前の居住地の市区町村
10	のぞみの園	国立施設で、知的障害者に対し、生活介護や入浴、排せつ、食事など支援を行う施設		

11	婦人保護施設	売春を行うおそれのある女子や、家庭環境の破綻や生活の困窮など様々な事情により社会生活を営むうえで困難な問題を抱えている女性を保護する施設	売春防止法	都道府県
12	児童自立生活援助事業	義務教育修了後、児童養護施設等を退所し就職する児童等に対し、自立を図るため、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導等の事業を行う自立援助ホーム	児童福祉法	都道府県、指定都市、児童相談所設置市
13	母子生活支援施設	生活に困窮する母子家庭(DV避難者や虐待を受けた児童等)に住む場所を提供し、入所者の自立の促進のためにその生活を支援する施設		都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村

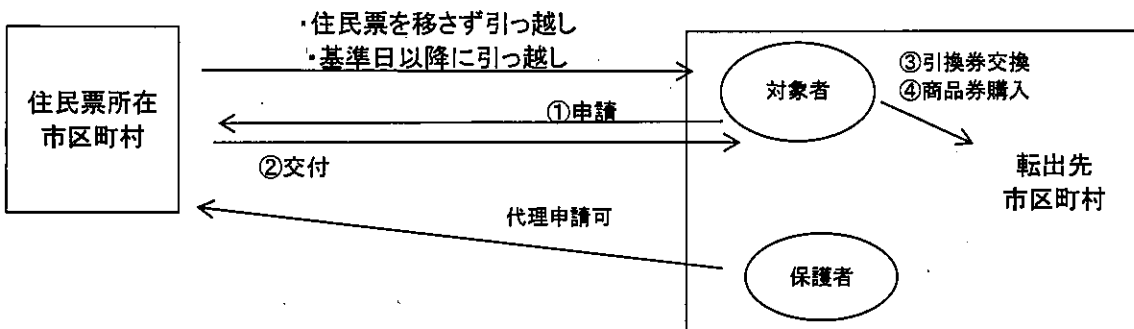
- 本町が「入所措置等を行う自治体」となるのは、「9 障害者支援施設」、「10 のぞみの園」(以下「障害者支援施設等」という。)への措置のみ(福祉課社会福祉係が所管)。18歳以上の者が対象となる。

第二 施設入所等児童等に対する特例措置

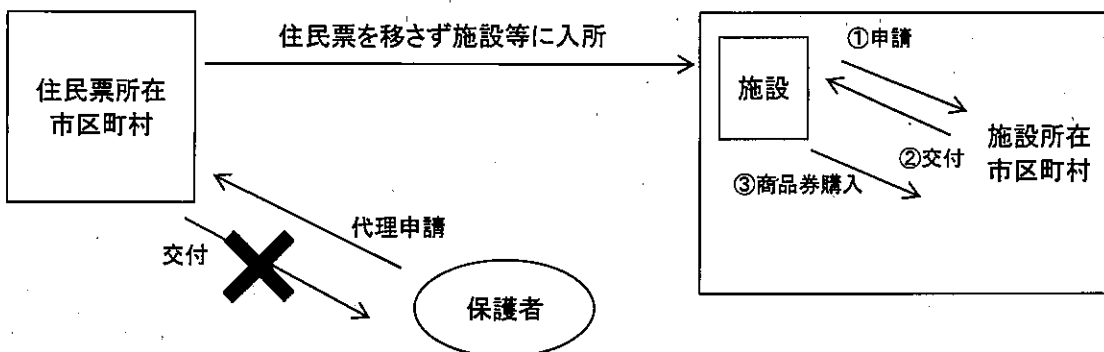
(1) 施設入所等児童等に係る商品券購入引換券交付事務の特例措置

- ・ 原則、住民票が所在する市区町村が本事業の対象者に対し、商品券を購入するための商品券購入引換券を交付する。
- ・ ただし、施設入所等児童等の住民票が、その入所している施設等の所在地に移っていない場合は、当該施設等の所在地の市区町村から交付する。
- ・ 上記の場合、施設入所等児童等の保護者から、「住民票所在市区町村」へ、施設入所等児童等の商品券購入引換券の代理申請(施設入所等児童等が学齢3歳未満児の場合の世帯主からの申請を含む。)があっても、当該保護者には交付せず、「施設所在市区町村」から当該施設入所等児童等に商品券購入引換券を交付すること
- ・ その際、施設入所等児童等本人からの申請または施設職員からの代理申請を施設所在市区町村へ行い、施設所在市区町村が商品券購入引換券交付する。

【原則の取扱い】



【施設入所等児童等に対する特例措置】

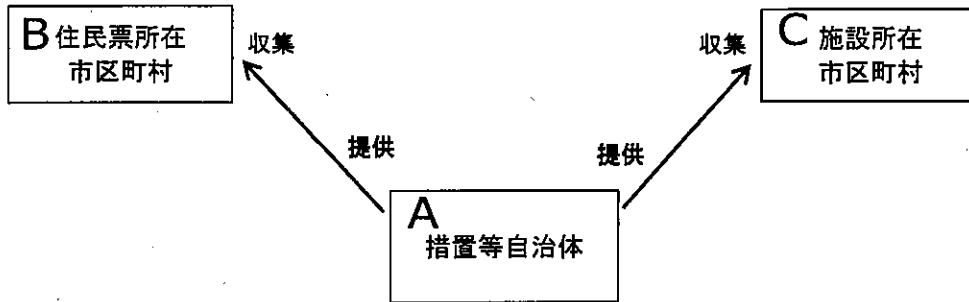


第三 施設入所等児童等の個人情報に関する収集・提供の流れ等

(1) 施設入所等児童等の個人情報の収集・提供の流れ

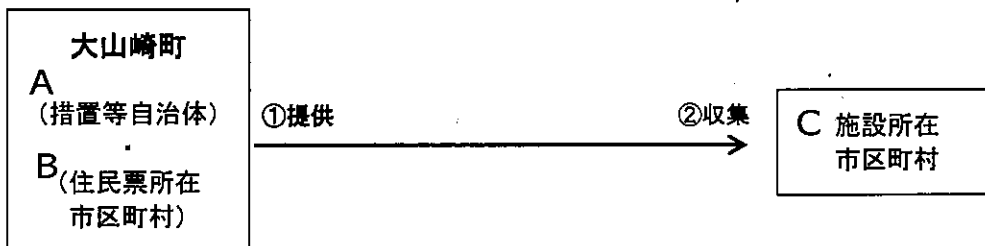
- ・ 特例措置を適用するため、施設入所等児童等の情報を「住民票所在市区町村」及び「施設所在市区町村」で共有する必要がある。
- ・ 施設入所等児童等の情報は、その児童等に対し、施設入所等に係る委託、措置、支給決定等(以下、「措置等」という。)を行った自治体(措置等自治体)が保有しているため、「措置等自治体」が「住民票所在市区町村」と「施設所在市区町村」へ施設入所等児童等に関する情報を提供することとなる。

〈施設入所等児童等の個人情報の収集・提供の流れ〉



ア. 本町が「措置等自治体」及び「住民票所在市区町村」に該当し、「施設所在市区町村」へ個人情報を提供する場合

※現時点では、本町が措置等を行った施設入所等児童等に該当する者はいないため、現時点以降に、住民票が本町にある者に対し、障害者支援施設等への措置等を行った場合。



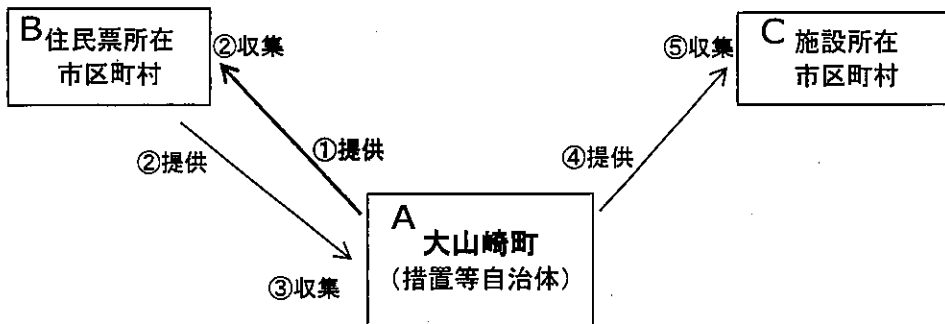
本審議会へ諮る諮問内容

【本町と「施設所在市区町村」との調整】

① 本町において、施設入所等児童等(保護者含む。)への引換券交付停止措置を講じ、「施設所在市区町村」へ、施設入所等児童等の個人情報リストとなる「施設入所等児童等連絡票(入所等)」(様式3)を「①提供」する。
※上記の「提供」は、本町個人情報保護条例(以下「条例」という。)第6条第1項第6号の規定に基づく「提供」となる。

② 「施設所在市区町村」は、本町から「施設入所等児童等連絡票(入所等)」を「②収集」し、本町から施設入所等児童等(保護者含む。)へ引換券が交付されていないければ、施設入所等児童等や施設職員からの代理申請に基づき、施設入所等児童等へ引換券を交付する。
※本町内に施設等は存在しないため、本町が「施設所在市区町村」に該当することはない。

- イ. 本町が「措置等自治体」のみに該当し、「住民票所在市区町村」と「施設所在市区町村」へ個人情報を提供する場合
 ※現時点では、本町が措置等を行った施設入所等児童等該当者はいないが、基準日(2019年1月1日)時点では、他市区町村に住民票をおいていた者が、基準日以降に本町に転入し、本町で障害者支援施設等への入所措置等を受け、施設入所等児童等に該当した場合。



本審議会へ諮る諮問内容

【本町と「住民票所在市区町村」との調整】

- ① 本町から「住民票所在市区町村」へ、施設入所等児童等の個人情報リストとなる「施設入所等児童等連絡票(入所等)」(様式3)を「①提供」する。
 ※上記の「提供」は、本町個人情報保護条例(以下「条例」という。)第6条第1項第6号の規定に基づく「提供」となる。
- ② 「住民票所在市区町村」は、本町から「施設入所等児童等連絡票(入所等)」を「②収集」し、施設入所等児童等(保護者含む。)への引換券交付停止処理を講じる。
 また、交付停止処理を講じた旨を「施設入所等児童等連絡票(入所等)」に追記して本町へ「②提供」する。
- ③ 本町は、「住民票所在市区町村」から、施設入所等児童等(保護者含む。)への交付停止処理を講じた旨が追記された「施設入所等児童等連絡票(入所等)」を「③収集」する。
 ※上記の「③収集」は、条例第5条第4項第5号の規定に基づく、本人以外のものからの「収集」となる。

【本町と「施設所在市区町村」との調整】

- ④ 本町は、「住民票所在市区町村」から収集した「施設入所等児童等連絡票(入所等)」を、「施設所在市区町村」へ「④提供」する。
 ※上記の「④提供」は、上記「③収集」時に目的を明確にするため、収集目的内の「提供」となる。
- ⑤ 「施設所在市区町村」は、本町から「施設入所等児童等連絡票(入所等)」を「⑤収集」し、「住民票所在市区町村」から施設入所等児童等(保護者含む。)へ引換券が交付されていないければ、施設入所等児童等や施設職員からの代理申請に基づき、施設入所等児童等へ引換券を交付する。
 ※本町内に施設等は存在しないため、本町が「施設所在市区町村」に該当することはない。

ウ. 本町が「住民票所在市区町村」のみに該当する場合

基準日(非課税者は2019年1月1日。学齢3歳未満児は2019年6月1日、7月31日、9月30日。)時点で、本町に住民票があるものに対し、都道府県や他の市区町村が、施設入所等児童等への措置等を基準日前又は基準日後に行った場合は、「措置等自治体」から、施設入所等児童等に関する個人情報を「②収集」し、本町において、施設入所等児童等(保護者及び学齢3歳未満児の世帯主を含む。)への引換券交付停止措置を講じ、その旨を記載した施設入所等児童等に関する情報を「措置等自治体」へ「②提供」する。
 ※上記の「②収集」は、条例第5条第4項第5号の規定に基づく、本人以外のものからの「収集」となり、上記の「②提供」は、「②収集」時に目的を明確にするため、収集目的内の「提供」となる。

- (2) 条例第6条第1項第6号に基づき、実施機関外へ提供する施設入所等児童等の個人情報
 本町が「措置等自治体」として、「住民票所在市区町村」又は「施設所在市区町村」へ「提供」する施設入所等児童
 に関する個人情報は下記のとおり。

	項目	備考
ア	氏名(漢字)	
イ	氏名(カタカナ)	
ウ	性別	
エ	生年月日(西暦)	
オ	入所等年月日(西暦)	施設入所等児童等に係る委託、入所及び入院の措置、又は契約の年月日
カ	親子関係 (子である児童)	施設入所等児童等に該当する児童等に親とその子が存在する場合は、親子関係がわかるように記載する
キ	施設名	「施設所在市区町村」のみへの提供。「住民票所在市区町村」へは提供しない。
ク	生活保護受給世帯及び非課税世帯(徴収金階層区分等)	施設入所等児童等の世帯が「生活保護受給世帯」か「非課税世帯」か「課税世帯」かを確認するために3つのうちのどの区分に該当するかのみを記載

第四 個人情報保護運営審議会への諮問

全国で実施されるプレミアム付商品券事業のうち、第一に示す施設入所等児童等に対し、第二に示す特例措置を講じるため、第三の(2)に示す個人情報を

「収集目的以外の目的のため、実施機関以外のものに個人情報を提供[第三の(1)のアの①及びイの①]」

する事務が発生する可能性があるため、本審議会のご意見をお聴きいたします。

事務連絡
平成31年4月1日

各〔都道府県
指定都市
中核市〕プレミアム付商品券担当課（室） 御中

内閣府プレミアム付商品券事業担当室

施設入所等児童等に係るプレミアム付商品券事業関係事務処理に
ついて

プレミアム付商品券事業の実施につきましては、平素から多大な御理解及び御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今般、児童福祉施設等に入所等している児童等に係るプレミアム付商品券関係事務処理について、別添のとおり運用指針を定めましたので御連絡いたします。

都道府県におかれましては、本事務連絡の運用及び管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）への周知について特段の御配慮をお願いします。

また、施設入所等に係る委託や措置、支給決定等を行う自治体（13頁の別表を御参照ください。）におかれましては、施設職員等の関係機関への周知について、特段の御配慮をお願いします。

本事務連絡については、厚生労働省の関係部局とも調整済みです。また、本事務連絡の趣旨については、厚生労働省の関係部局から、各都道府県、指定都市及び中核市の児童福祉及び障害福祉担当課室に対して、追って御連絡する予定であることを申し添えます。

(担当者連絡先)

内閣府プレミアム付商品券事業担当室、
本間、大和田

TEL:03-5253-2111 (内線) 30985、30986

施設入所等児童等に係るプレミアム付商品券関係事務処理

第一 施設入所等児童等の定義

「施設入所等児童等」とは、基準日（プレミアム付商品券事業実施要領（平成31年4月1日府政経運第78号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知の別紙。以下「実施要領」という。）第3の1に定める扶養外住民税非課税者に該当する場合については、平成31年1月1日、実施要領第3の2及び第9に定める三歳未満児子育て世帯主と同一の世帯に属する対象児童（平成28年4月2日以降に出生した者）である場合は、出生日に応じて平成31年6月1日、平成31年7月31日又は平成31年9月30日）以降、以下の1から6までのいずれかに該当する児童等（児童（基準日時点で満18歳に満たない者（平成13年1月3日以降に生まれた者。）をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（児童以外の基準日Aにおいて、原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。）をいう。以下同じ。）をいう。

- 1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている児童等（保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について（平成29年3月31日付け雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」により、引き続き委託されている者に限る。）
- 2 児童福祉法第24条の2第1項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者並びに2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定発達支援医療機関への入院又は保護者

の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入所又は入院している者に限る。）

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条第1項若しくは第30条第1項の規定により同法第19条第1項に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）（以下「障害者支援施設等」という。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）

4 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設（以下「婦人保護施設」という。）に入所している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

5 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業（以下「児童自立生活援助事業」という。）における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）

6 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

第二 施設入所等児童等に係るプレミアム付商品券購入引換券の交付関係事務の特例

1 交付市区町村

施設入所等児童等に係るプレミアム付商品券の購入引換券（施設入所等

のため、三歳未満児世帯主ではなく対象児童が購入対象者となる場合を含む。)については、当該施設入所等児童等の住民票が、その入所(委託、入院又は入居を含み、以下「入所等」という。)している施設等(別表の「施設種別等」欄に記載されている施設等をいう。以下同じ。)の所在地に移っていない場合であっても、当該施設等の所在地の市区町村(以下「施設所在市区町村」という。)から交付する。

ただし、第三に定める自治体間の連絡調整が行われる前に、当該施設入所等児童等に係る購入引換券について、その保護者からの扶養外住民税非課税者分の購入引換券の代理申請(基準日時点で当該施設入所等児童等と同一の世帯に属する者としての代理申請又は親権に基づく代理申請をいう。以下同じ。)があり、当該保護者に対し、当該購入引換券の交付が決定された場合、並びに当該保護者に対し当該施設入所等児童に係る三歳未満児子育て世帯主分の購入引換券の交付が決定されている場合には、当該購入引換券の交付市区町村は基準日時点で施設入所等児童等の住民票が所在する市区町村(以下「住民票所在市区町村」という。)から変更せず、保護者からの当該購入引換券又は商品券の返還も求めない。

なお、施設入所等児童等が施設等から退所(委託の解除、退院又は退居を含み、以下「退所等」という。)した場合は、当該施設入所等児童等に係る購入引換券については、原則どおり「住民票所在市区町村」が交付する。

ただし、第三に定める自治体間の連絡調整が行われる前に、施設入所等児童等本人又は代理申請を行った施設職員に対し、当該施設入所等児童等に係る購入引換券の交付が決定された場合には、当該購入引換券の交付市区町村は「施設所在市区町村」から変更せず、当該施設入所等児童等本人又は施設職員からの当該購入引換券又は商品券の返還も求めない。

2 保護者からの代理申請の取扱い

施設入所等児童等に係る購入引換券については、その保護者から代理申請があった場合でも、当該保護者には交付せず、当該施設入所等児童等に交付することを原則とする。

なお、施設入所等児童等が施設等から退所等した場合は、原則どおり、保護者からの代理申請も可能とする。

3 購入引換券の交付申請及び交付

(1) 購入引換券の交付申請

円滑な購入引換券の交付を確保する観点から、施設職員による代理申請を基本とする。ただし、児童自立生活援助事業における住居に入居する児童等及び施設入所等児童等本人による申請も妨げない。

なお、市区町村における交付申請書の審査に際して、施設入所等児童等であることが容易に判別できるよう、施設職員による代理申請及び施設入所等児童等本人による申請のいずれの場合にも、実施要領の様式1

で定める「プレミアム付商品券購入引換券交付申請書」を施設入所等児童等用に調製した申請書（別添様式）を参考に検討いただきたいこと。

(2) 購入引換券の交付

施設職員による代理申請及び施設入所等児童等本人による申請のいずれの場合にも、施設入所等児童等本人あてに交付することを基本とする。

4 課税状況等の審査

(1) 基準日時点で施設入所等児童等に該当している場合

扶養外住民税非課税者分の購入引換券については、基準日時点で施設入所等児童等に該当している場合には、その保護者の扶養親族等ではないものとみなして購入引換券の交付に関する審査を行う。

その際、施設等に入所等している児童等であることを踏まえ、交付申請時に、施設入所等児童等本人が市町村民税（均等割）を課税されていないことを誓約し、課税所得があることが判明した場合において当該購入引換券又は商品券を返還することに同意した場合には、課税台帳等による課税状況の確認を省略して交付することとして差し支えないこととする。

この場合、施設入所等児童等の住民票が、基準日時点で「施設所在市区町村」とは異なる市区町村にあるときは、交付申請に際して非課税証明書の添付は求めない取扱いとして差し支えない。

(2) 基準日の翌日以降に施設入所等児童等に該当することとなった場合

扶養外住民税非課税者分の購入引換券について、基準日の翌日以降に施設入所等児童等に該当することとなった場合については、基準日の翌日以降の事象は、扶養関係など購入引換券の交付要件に該当するか否かの判断に影響を与えるものではないため、上記（1）のようなみなし措置の対象とはせず、基準日時点の扶養関係に基づき購入引換券の交付に関する審査を行う。

この場合、施設入所等児童等が購入引換券を受領するためには、当該施設入所等児童等を扶養している保護者が課税されていないことが要件となるため、当該保護者の課税状況を確認する必要があるが、この確認について当該保護者の同意を得ることは、一般的には困難であると考えられる。

このため、施設入所等児童等本人について上記（1）の場合と同様の誓約、同意が得られる場合には、その保護者の課税状況の審査については、施設徴収金の階層区分や利用者負担上限月額区分の確認など可能な範囲で行い、当該保護者が課税されていることが明らかでなければ、購入引換券を交付することとして差し支えないこととする。

なお、上記の施設徴収金の階層区分等の確認は、「措置等自治体」

(別表の「施設種別等」欄ごとに「措置等自治体」欄に定める自治体をいう。以下同じ。)が「施設入所等児童等連絡票(入所等)」(別紙様式3)の「徴収金階層区分等」欄を記載し、これを購入引換券の交付を行う「施設所在市区町村」が確認することにより行う。

5 児童等である親とその子がともに同一の施設等に入所等している場合の取扱い

基準日時点において「15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母」が「その子である児童」と同一の施設に入所している場合については、当該親子をともに施設入所等児童等として取り扱い、上記1から4までの特例を適用するが、購入引換券交付の審査に際しては、当該親子を扶養関係にあるものとみなし、当該「15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母」の課税状況により、当該親子に対する購入引換券の交付の可否を判断する。

なお、この取扱いの対象となる施設は、第一の3に規定する障害者支援施設等、4に規定する婦人保護施設及び6に規定する母子生活支援施設とする。

第三 自治体間の連絡調整に関する事務処理の流れ

1 概要

(1) 基本的な仕組み

施設入所等児童等については、「措置等自治体」から「住民票所在市区町村」と「施設所在市区町村」に情報提供を行うことにより、第二に定める特例を適用する。

その際、

- ① 平成31年6月7日までに施設入所等児童等に該当することとなった児童等については、全国統一の連絡調整期間を設け、全国どこでも確実に第二に定める特例措置を適用するとともに、
- ② 平成31年6月8日以降に施設入所等児童等に該当することとなった児童等についても、随時、自治体間の連絡調整を行うことにより、第二に定める特例措置を適用する。

(2) 平成31年6月7日までに施設入所等児童等に該当することとなった児童等に関する連絡調整

平成31年6月7日までに施設入所等児童等に該当することとなった児童等(基準日の翌日以降に入所等し、平成31年6月7日までに退所等した児童等を除く。)については、全国統一の連絡調整期間(平成31年6月10日から6月21日まで)を設け、この間に自治体間の連絡調整を実施することにより、第二の1から5までに定める特例措置を適用する。

また、基準日時点で入所等しており、平成31年6月7日までに退所等した児童等にあつては、第二の4(1)及び5に定める特例措置を適用

する。

具体的な連絡調整の流れは以下のとおりとする。

① 平成31年6月7日まで

「措置等自治体」の商品券担当課室は、平成31年6月7日までに施設入所等児童等に該当することとなった児童等に係る情報の提供を担当課室から受け、同日までに施設等の種別を問わず「施設入所等児童等連絡票（入所等）」（別紙様式3）に整理する。

なお、基準日時点で入所等しており、平成31年6月7日までに退所等した児童等にあつては、「施設入所等児童等連絡票（入所等）」（別紙様式3）の「施設入所等児童等」の「備考」欄に「20190331 退所等」（平成31年3月31日退所の場合）と記載すること。

② 平成31年6月10日から6月21日まで

「措置等自治体」は、①で整理した「施設入所等児童等連絡票（入所等）」（別紙様式3）により、施設入所等児童等に関する情報を「住民票所在市区町村」及び「施設所在市区町村」に同時に提供する。

なお、「住民票所在市区町村」に情報を提供する際には、施設所在地に関する情報を削除することに留意が必要である。

③ 平成31年6月24日以降

ア) 「住民票所在市区町村」における事務処理の流れ

「住民票所在市区町村」は、②で提供された情報に基づき「交付先管理リスト（住民票所在市区町村）」（別紙様式2）を作成する。

「交付先管理リスト（住民票所在市区町村）」（別紙様式2）は、施設入所等児童等の保護者から当該施設入所等児童等に係る購入引換券の代理申請があつた場合でも、当該代理申請に係る児童等が施設入所等児童等に該当するか否か等を確認し、当該保護者に購入引換券を交付しないために使用するものである。

イ) 「施設所在市区町村」における事務処理の流れ

「施設所在市区町村」は、②で提供された情報に基づき、「施設入所等児童等リスト（施設所在市区町村）」（別紙様式1）を作成する。

「施設入所等児童等リスト（施設所在市区町村）」（別紙様式1）は、施設入所等児童等に係る交付申請があつた場合に、当該申請に係る児童等が施設入所等児童等に該当するか否か等を確認し、親権者である保護者からの代理申請である場合には購入引換券を交付しない一方、施設職員による代理申請又は本人による申請である場合には購入引換券を交付するために使用するものである。

なお、第二の4で記載しているとおり、扶養外住民税非課税者分については、施設入所等児童等の入所等の時期が基準日以前であるか基

準日の翌日以降であるかによって、購入引換券の審査事務が異なることとなるため、「施設入所等児童等リスト（施設所在市区町村）」（別紙様式1）については、

A：基準日（平成31年1月1日）時点で入所等している施設入所等児童等

B：基準日（平成31年1月1日）の翌日以降に入所等した施設入所等児童等

を判別できるように管理する。

(3) 平成31年6月8日以降に施設入所等児童等に該当することとなった児童等に関する連絡調整

平成31年6月8日以降に施設入所等児童等に該当することとなった児童等についても、随時、遅滞なく(2)に準じた連絡調整を行い、その結果を踏まえて第二に定める特例措置を適用する。具体的な連絡調整の流れは以下のとおりとする。

① 「措置等自治体」から「住民票所在市区町村」への照会

「措置等自治体」の商品券担当課室は、平成31年6月8日以降に施設入所等児童等に該当することとなった児童等に係る情報の提供を施設入所等担当課室から随時受け、当該児童等に係る購入引換券の交付の状況について「施設入所等児童等連絡票（入所等）」（別紙様式3）により「住民票所在市区町村」に随時照会する。

（なお、照会に際しては、施設所在地に関する情報を削除することについて留意が必要である。）

照会を受けた「住民票所在市区町村」は、この照会が「住民票所在市区町村」に到達した時点で、照会に係る児童等に係る購入引換券の交付について、その保護者に対する交付が決定されている場合には、その旨を「施設入所等児童等連絡票（入所等）」（別紙様式3）により「措置等自治体」に連絡する。この場合、当該購入引換券の交付市区町村の変更は行わず、当該保護者からの当該購入引換券の返還も求めない。

他方、この照会が「住民票所在市区町村」に到達した時点で、照会に係る児童等に係る購入引換券について、その保護者に対する交付が決定されていない場合には、「住民票所在市区町村」は、保護者に対する購入引換券の交付を停止する処理（以下「交付停止処理」という。）を行うとともに、交付停止処理を行った旨を「施設入所等児童等連絡票（入所等）」（別紙様式3）により「措置等自治体」に連絡する。

② 「措置等自治体」から「施設所在市区町村」への連絡

「措置等自治体」の商品券担当課室は、①の照会の結果（交付停止

処理が行われたか否か)を「施設入所等児童等連絡票(入所等)」(別紙様式3)により「施設所在市区町村」に連絡する。

この連絡を受けた「施設所在市区町村」は、「住民票所在市区町村」において交付停止処理が行われた施設入所等児童等について、「施設入所等児童等リスト(施設所在市区町村)」(別紙様式1)に収載する。

(4) 施設等を退所等した児童等に関する自治体間の連絡調整

「措置等自治体」は、情報整理期間(連絡調整期間(平成31年6月10日から6月21日まで)の前に、措置等自治体において施設入所等児童等に係る情報を整理する期間をいう。以下同じ。)経過後(平成31年6月8日以降)に施設入所等児童等が退所等した場合には、随時、遅滞なく連絡調整を行い、その結果を踏まえて第二の1から3まで及び4(2)に定める特例措置を解除する。具体的な連絡調整の流れは以下のとおりとする。

① 「措置等自治体」から「施設所在市区町村」への照会

「措置等自治体」の商品券担当課室は、情報整理期間経過後に退所等した施設入所等児童等に係る情報の提供を施設入所等担当課室から随時受け、当該児童等の購入引換券の交付決定の状況について「施設入所等児童等連絡票(退所等)」(別紙様式4)により「施設所在市区町村」に随時照会する。

照会を受けた「施設所在市区町村」は、この照会が「施設所在市区町村」に到達した時点で、既に照会に係る児童に対する当該購入引換券の交付が決定されている場合には、その旨を「施設入所等児童等連絡票(退所等)」(別紙様式4)により「措置等自治体」に連絡する。この場合、当該購入引換券の交付市区町村は「施設所在市区町村」から変更せず、当該児童等からの当該購入引換券又は商品券の返還も求めない。

他方、この照会が「施設所在市区町村」に到達した時点で、照会に係る児童等に係る購入引換券の交付が決定されていない場合には、「施設所在市区町村」は、当該児童等を「施設入所等児童等リスト(施設所在市区町村)」(別紙様式1)から削除扱いとするとともに、交付が決定されていない旨を「施設入所等児童等連絡票(退所等)」(別紙様式4)により「措置等自治体」に連絡する。

② 「措置等自治体」から「住民票所在市区町村」への連絡

「措置等自治体」の商品券担当課室は、①の照会の結果(交付が決定されたか否か)を「施設入所等児童等連絡票(退所等)」(別紙様式4)により「住民票所在市区町村」に連絡する。

(なお、連絡に際しては、施設所在地に関する情報を削除することについて留意が必要である。)

この連絡を受けた「住民票所在市区町村」は、「施設所在市区町村」において交付が決定されていない施設入所等児童等について、「交付先管理リスト（住民票所在市区町村）」（別紙様式2）から削除扱いとする。

(5) 施設名を情報提供する際の留意事項

事務の便宜を図るため、施設名を「施設入所等児童等連絡票（入所等）」（別紙様式3）及び「施設入所等児童等連絡票（退所等）」（別紙様式4）中「施設所在地」の「市区町村名」欄に記載すること等により「施設所在市区町村」に当該施設名の情報を提供することも可能とするが、この場合、施設入所等児童等に係る情報等を購入引換券交付の業務のために利用すること及び商品券担当課室に提供することについて、当該市区町村の一般的な個人情報の取扱いに応じ必要となる手続を行うことになる。（この場合も当該施設名の情報は「住民票所在市区町村」には提供しないこと。）

2 詳細

(1) 入所等したとき

（「措置等自治体」が「住民票所在市区町村」と異なる場合）

- ① 「措置等自治体」は、施設入所等児童等に係る情報を「施設入所等児童等連絡票(入所等）」（別紙様式3）に整理する。
- ② 「措置等自治体」は、①の「施設入所等児童等連絡票（入所等）」（別紙様式3）から施設所在地に関する情報を削除して「住民票所在市区町村」に送付する。
- ③ 「住民票所在市区町村」は、②の「施設入所等児童等連絡票（入所等）」（別紙様式3）が到達した時点で、施設入所等児童等に係る購入引換券の交付が決定されていない場合には、当該施設入所等児童等に係る購入引換券の交付停止処理を講じる。
- ④ 「住民票所在市区町村」は、③において交付停止処理を講じることができなかった場合も含めて、「施設入所等児童等連絡票(入所等）」（別紙様式3）に交付停止処理の結果を記入し、「措置等自治体」に送付する。
- ⑤ ③において「住民票所在市区町村」が交付停止処理を講じたか否かに関わらず、④の送付を受けた「措置等自治体」は、「施設入所等児童等連絡票(入所等）」（別紙様式3）により「施設所在市区町村」に情報提供する。

- ⑥ ⑤を受けた「施設所在市区町村」は、③において交付停止処理が行われた児童等について、「施設入所等児童等リスト（施設所在市区町村）」（別紙様式1）に収載する。

<平成31年6月7日までに施設入所等児童等に該当することとなった児童等に関する取扱い>

1に記載したとおり、平成31年6月7日までに施設入所等児童等に該当することとなった児童等については、全国の自治体で購入引換券の交付が開始される前に自治体間の連絡調整が行われ、確実に交付停止処理が講じられることから、上記の「措置等自治体」による②及び⑤の連絡は同時に行うとともに、「住民票所在市区町村」による④の交付停止処理の結果の送付も不要とする。

（「措置等自治体」が「住民票所在市区町村」と同一である場合）

- ① 「措置等自治体」は、施設入所等児童等を把握した時点で、施設入所等児童等に係る購入引換券の交付がされていない場合には、当該施設入所等児童等に係る購入引換券の交付停止処理を講じる。
- ② 「措置等自治体」は、①において交付停止処理を講じることができなかった場合も含めて、「施設入所等児童等連絡票（入所等）」（別紙様式3）に交付停止処理の結果を記入し、「施設所在市区町村」に情報提供する。
- ③ ②を受けた「施設所在市区町村」は、①において交付停止処理が行われた児童等について、「施設入所等児童等リスト（施設所在市区町村）」（別紙様式1）に収載する。

（2）退所等したとき

（「措置等自治体」が「住民票所在市区町村」と異なる場合）

- ① 「措置等自治体」は、全国統一の情報整理期間経過後（平成31年6月8日以降）に施設入所等児童等が退所等したときは、速やかに、「施設所在市区町村」に対して、「施設入所等児童等連絡票（退所等）」（別紙様式4）により、退所等した施設入所等児童等に係る購入引換券が既に交付決定されていないか照会する。
- ② ①の照会を受けた「施設所在市区町村」は、施設入所等児童等に係る購入引換券がまだ交付決定されていない場合は、「施設入所等児童等リスト（施設所在市区町村）」（別紙様式1）に退所等の年月日を記入し、当該児童等を「施設入所等児童等リスト（施設所在市区町村）」（別紙様式1）から削除扱いとするとともに、その旨を「施設入所等児童等連絡票（退所等）」（別紙様式4）に記載して、「措置

等自治体」に送付する。

他方、施設入所等児童等に係る購入引換券が既に交付決定されている場合は、「施設所在市区町村」は、その旨を「施設入所等児童等連絡票（退所等）」（別紙様式4）に記載し、「措置等自治体」に送付する。

③ 「措置等自治体」は、②で送付を受けた施設入所等児童等に係る購入引換券の交付決定に関する状況を、施設所在地に関する情報を削除した「施設入所等児童連絡票（退所等）」（別紙様式4）により「住民票所在市区町村」に対して連絡する。

④ 施設入所等児童等に係る購入引換券がまだ交付決定されていない場合、③の連絡を受けた「住民票所在市区町村」は、施設入所等児童等に係る情報を「交付先管理リスト（住民票所在市区町村）」（別紙様式2）から削除扱いとする。

（「措置等自治体」が「住民票所在市区町村」と同一である場合）

① 「措置等自治体」は、全国統一の情報整理期間経過後（平成31年6月8日以降）に施設入所等児童等が退所したときは、速やかに、「施設所在市区町村」に対して、「施設入所等児童等連絡票（退所等）」（別紙様式4）により、退所した施設入所等児童等に係る購入引換券の交付決定がされていないか照会する。

② ①の照会を受けた「施設所在市区町村」は、施設入所等児童等に係る購入引換券が交付決定されていない場合は、「施設入所等児童等リスト（施設所在市区町村）」（別紙様式1）に退所等の年月日を記入し、当該児童等を「施設入所等児童等リスト（施設所在市区町村）」（別紙様式1）から削除扱いとするとともに、その旨を「施設入所等児童等連絡票（退所等）」（別紙様式4）に記載して、「措置等自治体」に送付する。

他方、施設入所等児童等に係る購入引換券が既に交付決定されている場合は、「施設所在市区町村」は、その旨を「施設入所等児童等連絡票（退所等）」（別紙様式4）に記載し、「措置等自治体」に送付する。

③ 施設入所等児童等に係る購入引換券がまだ交付決定されていない場合、②の提供を受けた「措置等自治体」は、施設入所等児童等に係る情報を「交付先管理リスト（住民票所在市区町村）」（別紙様式2）から削除扱いとする。

第四 個人情報保護に関する考え方

上記の施設入所等児童等に関する個人情報の取扱いについては、当該市区町村及び都道府県の一般的な個人情報の取扱いに応じ必要となる手続を行うことになる。例えば、個人情報の目的外の利用及び他機関への提供について当該市区町村及び都道府県の個人情報保護審議会への諮問等の手続を要求している場合には、当該手続を行うこととなる。

(別表)

施設種別ごとの措置等自治体

	施設種別等	措置等自治体
1	第一の1に規定する小規模住居型児童養育事業、里親 第一の2に規定する障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設 第一の5に規定する児童自立生活援助事業	都道府県、指定都市、児童相談所設置市
2	第一の3に規定する障害者支援施設等	児童の入所前の居住地の市区町村
3	第一の4に規定する婦人保護施設	都道府県
4	第一の6に規定する母子生活支援施設	都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村

※ 「措置等自治体」とは、施設入所等に係る委託や措置、支給決定等を行う自治体をいう。